

令和 8 年 度
上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金のご案内

受付期間

○事前相談・交付申請

令和 8 年 5 月 1 1 日から 1 0 月 3 0 日まで

※受付期間内であっても、予算額に達し次第、受付を終了します。

- ・郵送の場合は期限内必着。
- ・工事完了後、老朽化空き家は令和 9 年 2 月 2 6 日（金）、不良住宅は令和 9 年 1 月 2 9 日（金）までに実績報告書を提出できる方のみが対象となります。

【申し込み・問い合わせ先】

上尾市役所 都市計画課 都市政策担当

上尾市本町三丁目 1 番 1 号（本庁舎 6 階）

電話 048-775-7903（直通）

「**空家**」…おおむね1年以上居住その他の使用がなされていない建築物(当該建築物の延床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものに限り、建築物を賃貸し、又は売買する事業を行う者が賃貸し、若しくは売買するために所有し、又は管理するものを除く。)をいう。

「**不良住宅**」…住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第4項に規定する不良住宅であって、**別表**に掲げる各評定項目につき同表に掲げる評定内容に応ずる同表に定める評点を同表に掲げる評定区分ごとに合計した評点(その合計した評点が当該評定区分ごとの**別表**に掲げる最高評点を超えるときは、その最高評点)を合算した評点が100以上のものをいう。

※**別表**については6ページをご参照ください

●対象空き家（次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします）

- ・概ね1年以上居住その他の使用がなされていない建築物
- ・上尾市内に所在する、昭和56年5月31日以前に建築された戸建て住宅、兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅（所有者が個人のものに限る）
- ・兼用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住宅部分であること
- ・共同住宅は木造のみ対象とする
- ・長屋住宅及び共同住宅（以下、「長屋住宅等」という）の場合は、1棟全てが空室となっており、かつ、各戸が同時期に除却されるもの
- ・現に公共事業等の補償の対象となっていないもの
- ・国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないもの
- ・空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127条）第22条2項の規定による勧告を受けていないもの

※一度の交付申請における対象空き家は一戸（長屋住宅等は一棟）を上限とします。

●対象者（次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします）

- ・空き家の所有権、その他対象空き家の除却を行うことができる権利を持つ方（以下「所有者等」とする）、又は所有者等から補助対象工事を行う同意を得た二親等内の親族
- ・地方税の滞納がない方
- ・申請年度を含む過去6年度の間、この補助金の交付を受けていない方
- ・暴力団員でない方。または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係がない方
- ・事例として紹介されることについて了承いただける方
- ・空き家除却後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適切に管理できる方
- ・所有者等が複数存在する場合、空き家と敷地の所有者が異なる場合、空き家について所有権以外の権利を持つ方が存在する場合は、これらの方全員の同意を得て『同意書兼誓約書』をご提出いただける方

●対象工事（次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします）

- ・ 交付決定を受けた後に着手する工事
- ・ 対象者が発注する、空き家を除却（解体、撤去及び処分）する工事
- ・ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかの業種の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づく県知事による登録を受けた事業者が行う工事
- ・ 工事が終わった日から 30 日を経過した日、又は老朽化空き家は令和 9 年 2 月 26 日（金）、不良住宅は令和 9 年 1 月 29 日（金）のいずれか早い日までに実績報告を終えられるもの

※交付の対象とならないもの

- ⇒対象空き家の一部を解体する工事
- ⇒舗装、浄化槽等の地下埋設物等を解体する工事
- ⇒立木の伐採及び家財道具、機械、車両、地下埋設物（浄化槽等の設備を含む）等の移転又は処分
- ⇒暴力団に該当する事業者又は暴力団と密接な関係がある事業者が行う工事

●対象費用

- ・ 対象工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額に相当する経費を除く）
※当該費用の床面積 1 m²あたりの金額が、36,000 円を超える場合には、36,000 円に対象空き家の床面積を乗じた額とします（いずれか少ない金額を対象費用とする）

●補助金額

- ・ 対象費用の 2 分の 1（上限は 30 万円。千円未満は切り捨て）
※ただし、市による調査で、対象空き家が「不良住宅」と判定された場合は、対象費用の 5 分の 4（上限は 50 万円）。

<手続き>

●事前相談

- ・必須ではありませんが、対象要件や必要書類等について事前にご相談いただけます
 - ・交付申請前に不良住宅判定の調査の依頼が可能です。交付決定までの期間を短縮されたい場合にご利用ください
- ⇒依頼される場合は次の書類を提出してください。なお、書類は返却しません

上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金事前調査依頼書（第4号様式）

●交付申請（申請書類に不備がある場合は、受付できません）

- ・申請される場合は次の書類を提出してください。なお、書類は返却しません
- ・代理の方が申請される場合は委任状が必要です

※交付は先着順です。また、郵送での提出は、到着した日の最終受付扱いとなりますので、お急ぎの方は直接窓口へお越してください。

【共通】

- ①上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金交付申請書（第1号様式）
- ②建物登記事項証明書（申請の日前3月以内に発行されたものに限る。空家が未登記の場合、以下⑧の提出が必要）
- ③同意書兼誓約書（第2号様式）
※当該誓約書に係る同意を得ることが著しく困難である場合にあっては、紛争等が生じた場合における誓約書（第3号様式）も提出してください。
- ④上尾市が発行する納税証明書（申請の日前3月以内に発行されたものに限る）
※「市税に未納がないことの証明」が必要です。提出できない場合はご相談ください。
- ⑤工事業者の許可証（工補助対象工事を施工する予定の事業者に係る上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金交付要綱第5条第1項第3号に規定する許可（土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業）又は登録を受けたことを証する書類の写し）
- ⑥補助対象工事の見積書の写し（除却費用等の積算根拠又は積算内訳が明らかになるものに限る）
- ⑦着工前の現場写真（建物及び敷地の状況が分かるものに限る）
- ◎委任状（代理の方が申請される場合に限る）

【所有者等と申請者が異なる場合】

- ⑧上尾市が発行する令和8年度の家屋名寄帳の写し
- ⑨戸籍謄本の写し（所有者等が死亡している場合は出生から死亡までが必要）

※上記書類が提出されない場合、受付できません。なお、住民票の写し等、上記以外の書類提出を求める場合があります。

●工事内容の変更・中止に係る申請・届け出

- ・交付決定を受けた後に工事内容を変更又は中止する場合は、次の書類を提出してください。
なお、軽微な変更であって、除却の目的及び補助金の額に変更がないものであれば書類の提出は不要ですが、変更内容を都市計画課へ連絡し、確認を取ってください

【変更】

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金工事内容変更承認申請書（第6号様式）

【中止】

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金交付申請取下届（第8号様式）

●着手届

- ・補助金の交付決定通知を受け取ったら、受け取った日から60日以内に工事に着手してください。着手後は直ちに次の書類を提出してください

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助対象工事着手届（第9号様式）
- ・工事請負契約書（印紙を貼り付けたもの）の写し又はこれに代わるもの

●実績報告

- ・対象工事が完了したときは、完了日から起算して30日を経過した日又は老朽化空き家は令和9年2月26日（金）、不良住宅は令和9年1月29日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助対象工事实績報告書（第10号様式）
- ・対象工事の領収書（印紙を貼り付けたもの）の写し又はこれに代わるもの
- ・対象工事に要した費用の内訳がわかる書類
- ・対象工事完了後の現場写真

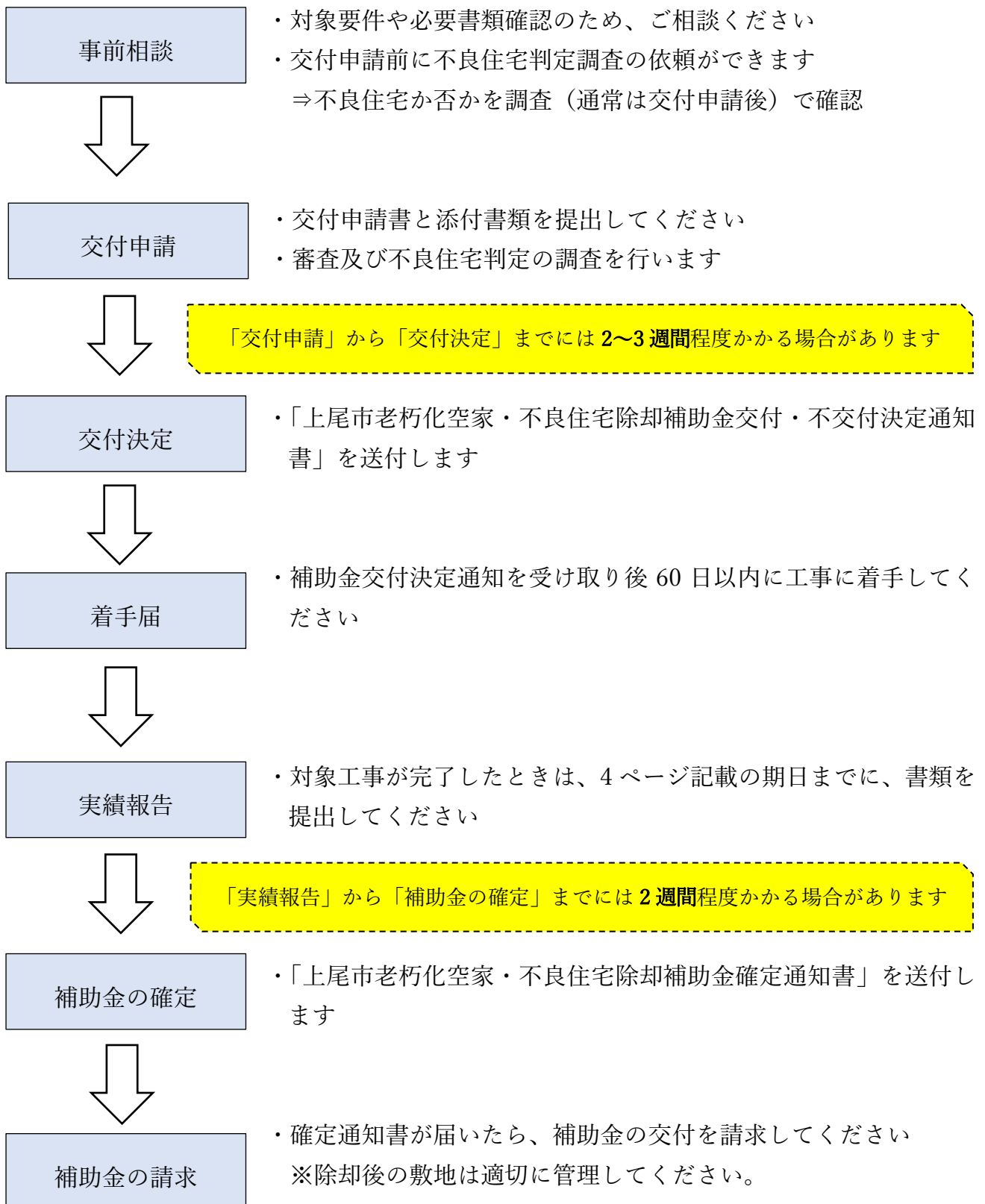
※報告期限について、天候の悪化等やむを得ない事情がある場合を除き、期限は延長しません。報告が遅れた場合、交付決定は取消しとなりますので注意してください。

●補助金の請求

- ・補助金の確定通知を受けた後に、次の書類を提出してください

- ・上尾市老朽化空家・不良住宅除却補助金請求書（第12号様式）

<事前相談から補助金の受け取りまで>



別表（第2条関係）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高 評点
構造 一般の 程度	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
構造の 腐朽又 は破損 の程度	基礎、土 台、柱 又ははり	柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破 損しているもの等小規模の修理を要するもの	25	100
		基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、 はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の 数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大規模の修理を 要するもの	50	
		基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著し く崩壊の危険のあるもの	100	
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が 露出しているもの	15	
		外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく 下地が露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生 じているもの	25	
	屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏り のあるもの	15	
		屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、た る木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下ったもの	25	
		屋根が著しく変形したもの	50	
	防火上 又は避 難上の 構造の 程度	外壁	延焼のおそれのある外壁があるもの	
延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの			20	
屋根		屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
排水 設備	雨水	雨樋がないもの	10	10